

都市計画変更(原案)説明会

鴻巣都市計画道路

3・4・4号 生出塚新御成橋線

令和7年8月29日(金)

30日(土)

鴻巣市 クレア鴻巣

埼玉県北本県土整備事務所

都市計画変更(原案)説明会

1

日時: 令和7年8月29日(金) 19:00~
30日(土) 10:00~

次第

- 1 開 会
- 2 都市計画変更(原案)の説明
〔 鴻巣都市計画道路 3・4・4号 生出塚新御成橋線 〕
- 3 質疑
- 4 その他
- 5 閉会

埼玉県では、県道東松山鴻巣線として東松山方面から4車線化事業を進めております。

4車線化の道路計画にあわせた都市計画とするため、既存の都市計画決定を変更する手続きを行います。

本日の説明会は、都市計画の変更(案)を策定するにあたり、住民の皆様に説明させていただき、ご意見を伺うものです。(都市計画法16条に基づく説明会)

<説明内容>

- ・都市計画道路生出塚新御成橋線の概要
- ・道路の車線数及び幅員の都市計画変更(原案)

- 1 都市計画道路生出塚新御成橋線の概要
- 2 都市計画の方針・変更理由
- 3 都市計画変更(原案)の内容
- 4 今後の予定

1 生出塚新御成橋線の概要

生出塚新御成橋線の概要

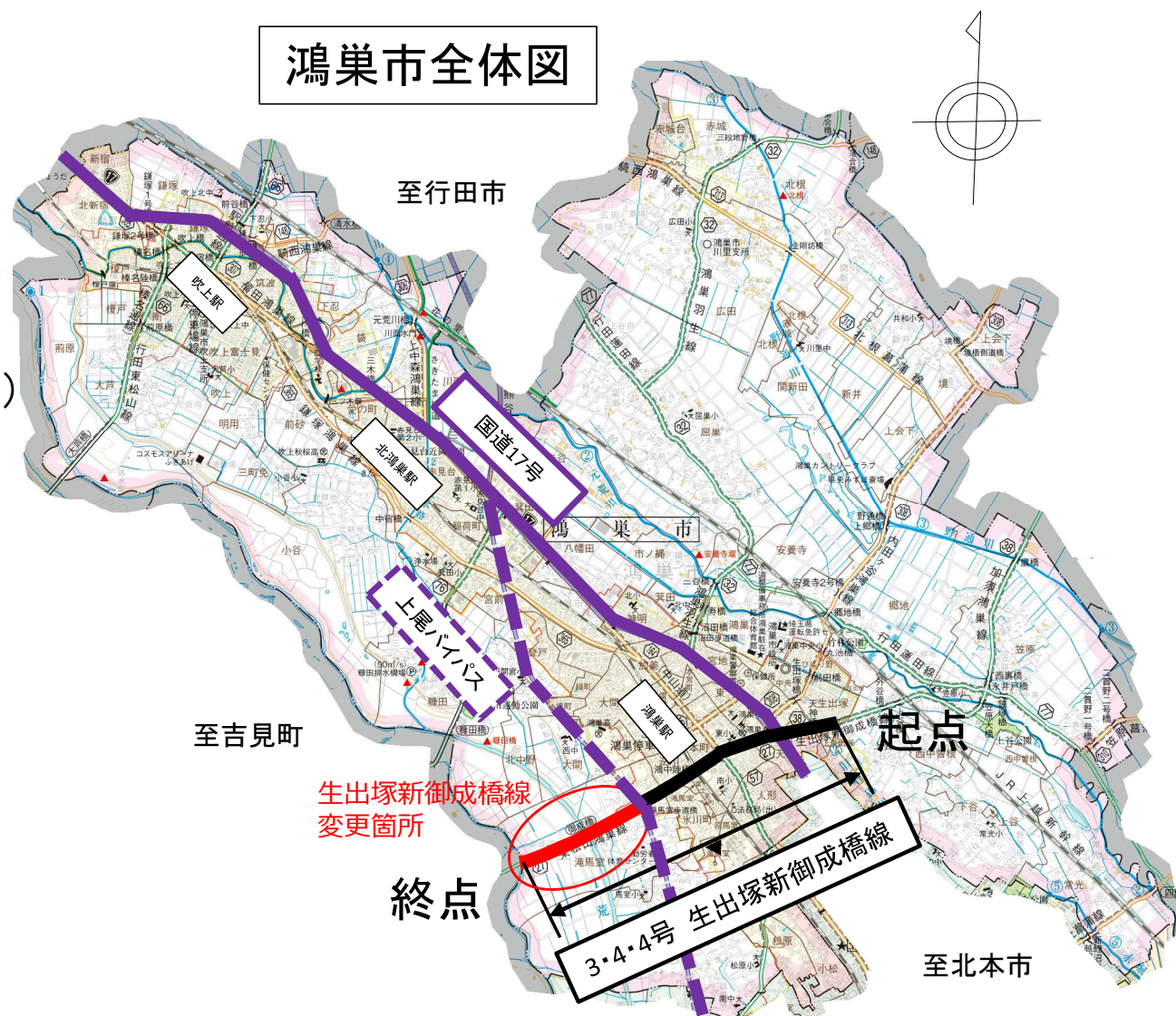
5

鴻巣都市計画道路 3・4・4号 生出塚新御成橋線は、鴻巣都市計画区域内の幹線道路ネットワークを形成する重要な路線です。広域的な地域間の交流・連携や社会経済活動の持続的な発展及び活性化と住民の利便性の向上を図る広域交通として位置づけられた路線です。

昭和30年に鴻巣市鴻巣上生出塚字清水から鴻巣市滝馬室字川通までの延長約3,730mが都市計画決定されています。

鴻巣市全体図

- ◇ 名称
鴻巣都市計画道路
3・4・4号生出塚新御成橋線
- ◇ 当初決定
昭和30年11月10日(建設省告示)
- ◇ 最終決定
平成18年8月8日(埼玉県)
- ◇ 起点
鴻巣市上生出塚字清水
- ◇ 終点
鴻巣市滝馬室字川通
- ◇ 延長
3,730m
- ◇ 幅員
16m



2 都市計画の方針・変更理由

鴻巣都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

- ・広域的な地域間の交流・連携
- ・各地区の集中・発生する交通の円滑化
- ・住民の利便性の向上

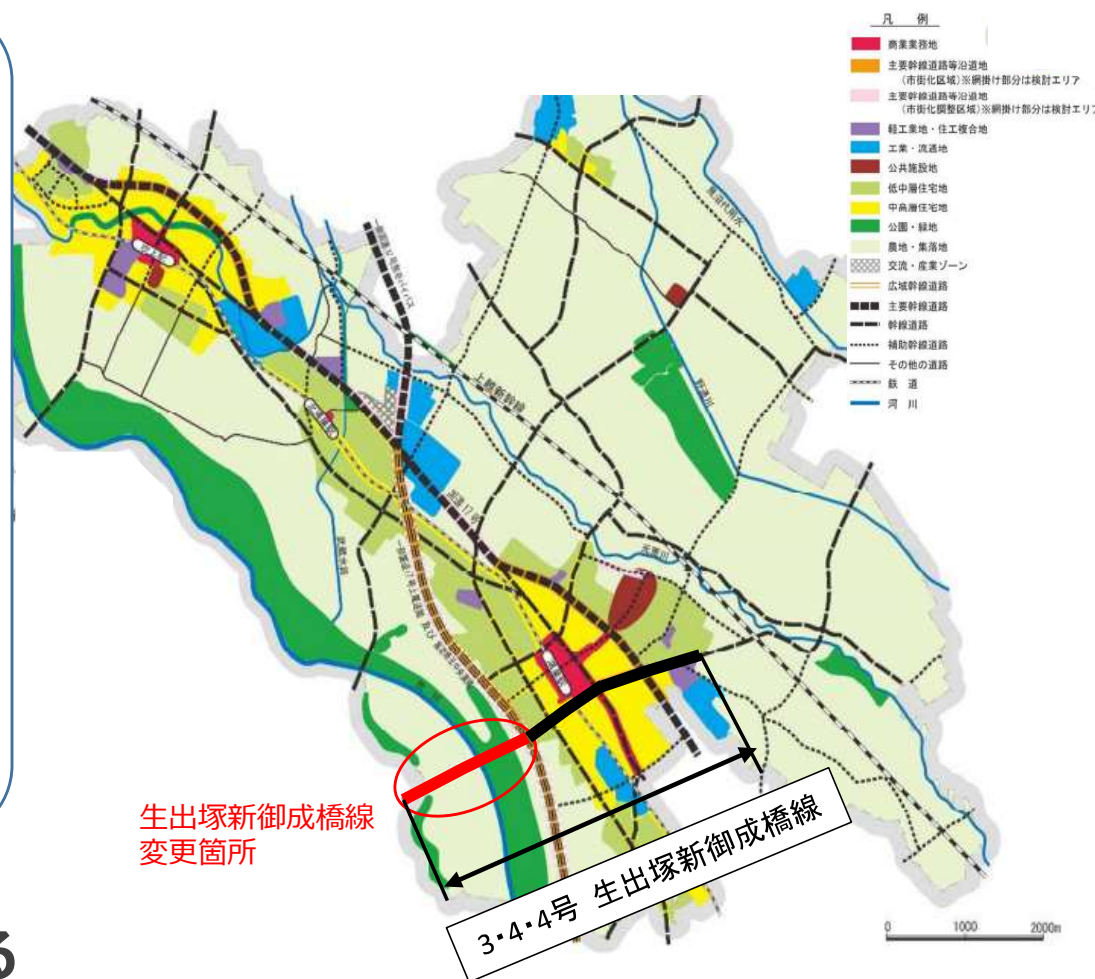
鴻巣市都市計画マスタープラン

- ・社会経済活動や日常生活を支える幹線道路
- ・都市内交通の円滑化

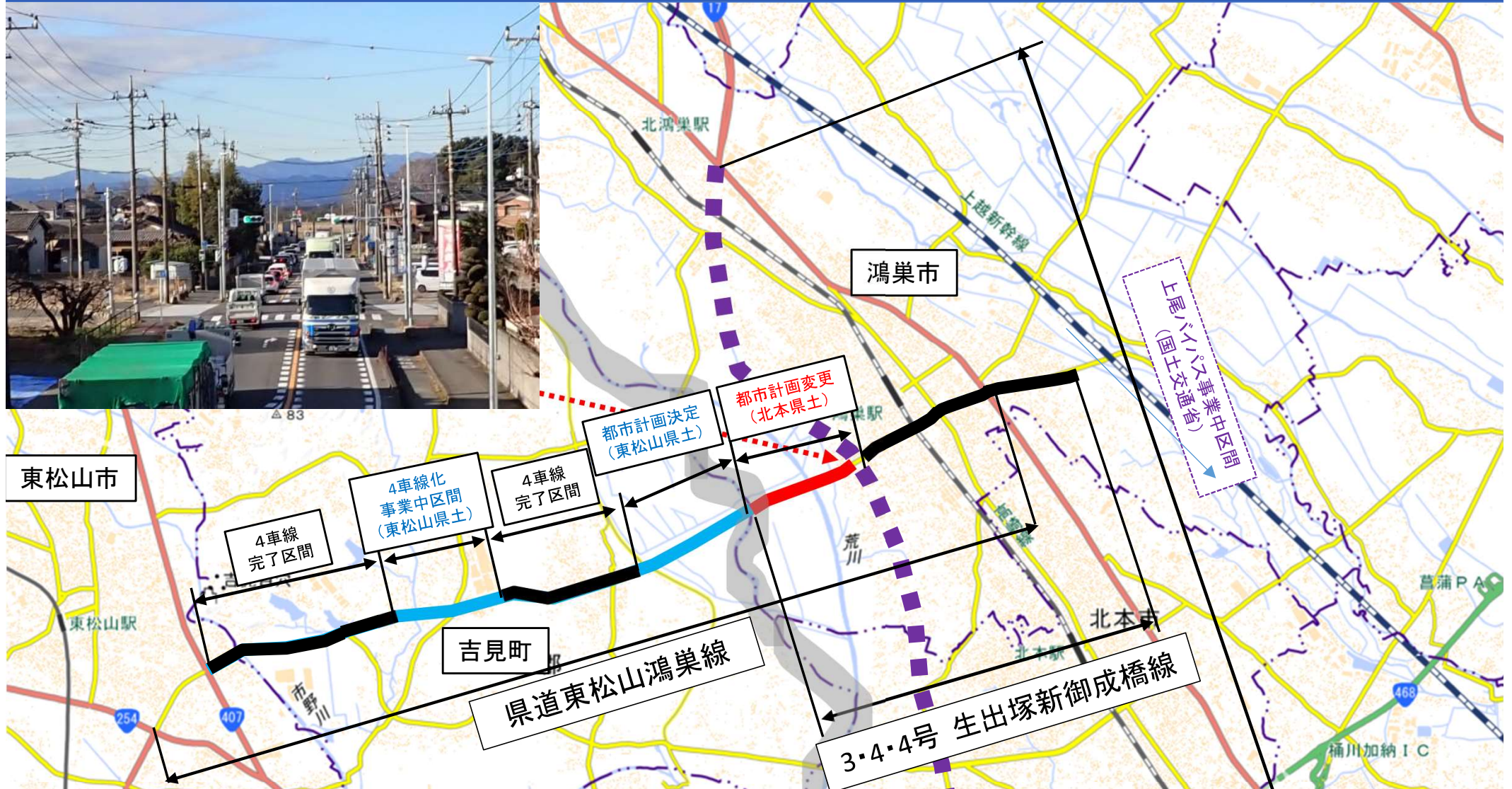
都市計画道路生出塚新御成橋線による
道路ネットワークの形成
(幹線道路・渋滞緩和・安心・安全)

(変更理由)

社会状況の変化等を踏まえ、鴻巣市と東松山市を結ぶ道路ネットワーク強化、道路交通の円滑化を図るため、本路線の一部区間の幅員及び車線数を変更するもの



出典：鴻巣市役所「鴻巣市都市計画マスタープラン」



- ・ 本路線は東松山市方面と鴻巣市中心部を結ぶ広域的な幹線道路の一部です。
- ・ 県道東松山鴻巣線として東松山方面から4車線化事業を進めております。
- ・ 国が進める上尾バイパスも4車線での整備を進めており、県道東松山鴻巣線と上尾バイパスをつなぎ、4車線のネットワークを形成する必要があります。

3 都市計画変更（原案）の内容

都市計画変更（原案）の内容

11

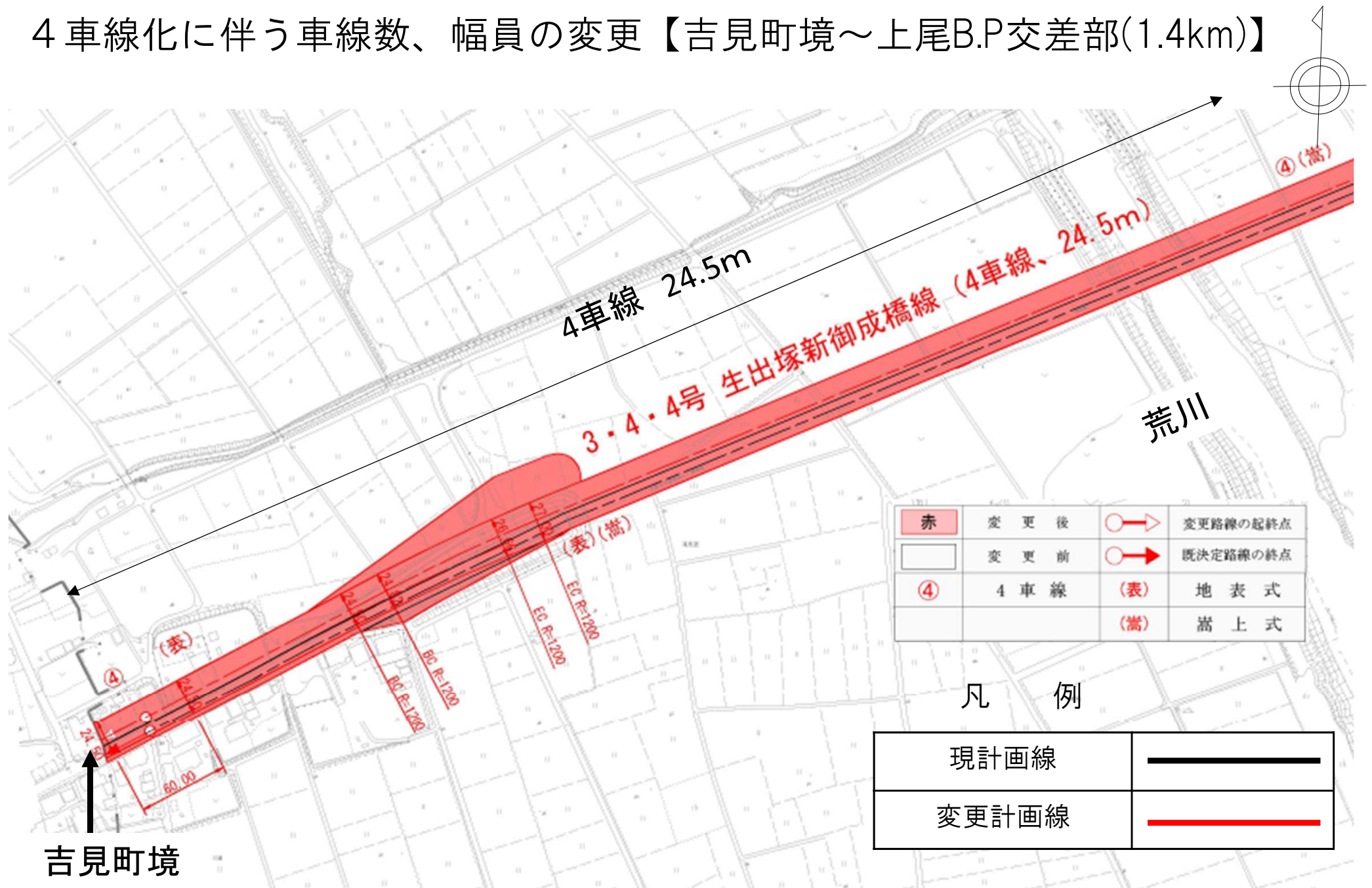
生出塚新御成橋線 道路幅員・車線数変更区間 延長約1.4 km
変更内容：16m（2車線）⇒24.5m（4車線）へ変更



都市計画変更（原案）の内容

12

4車線化に伴う車線数、幅員の変更【吉見町境～上尾B.P交差部(1.4km)】

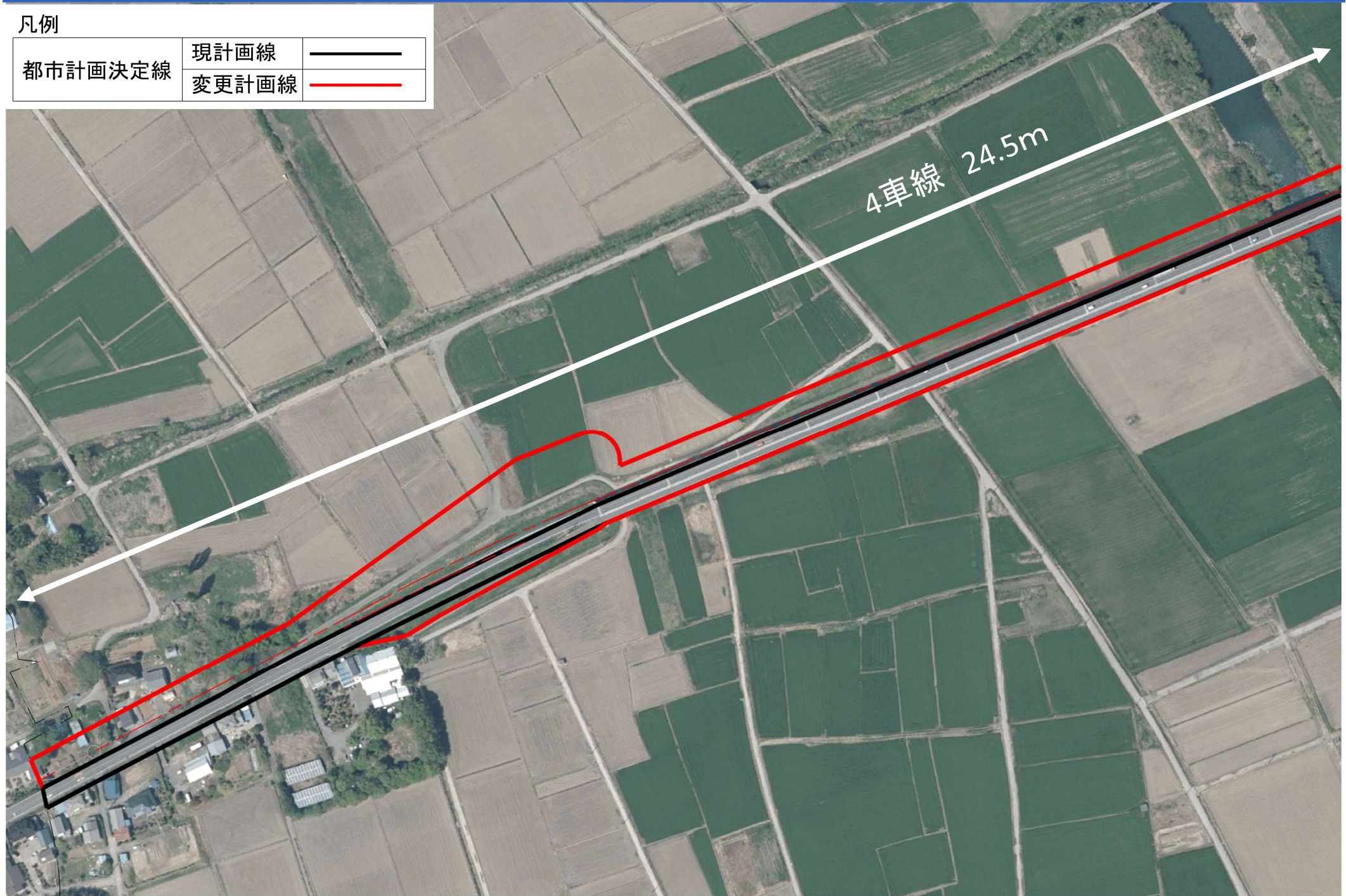


都市計画変更（原案）の内容

13

凡例

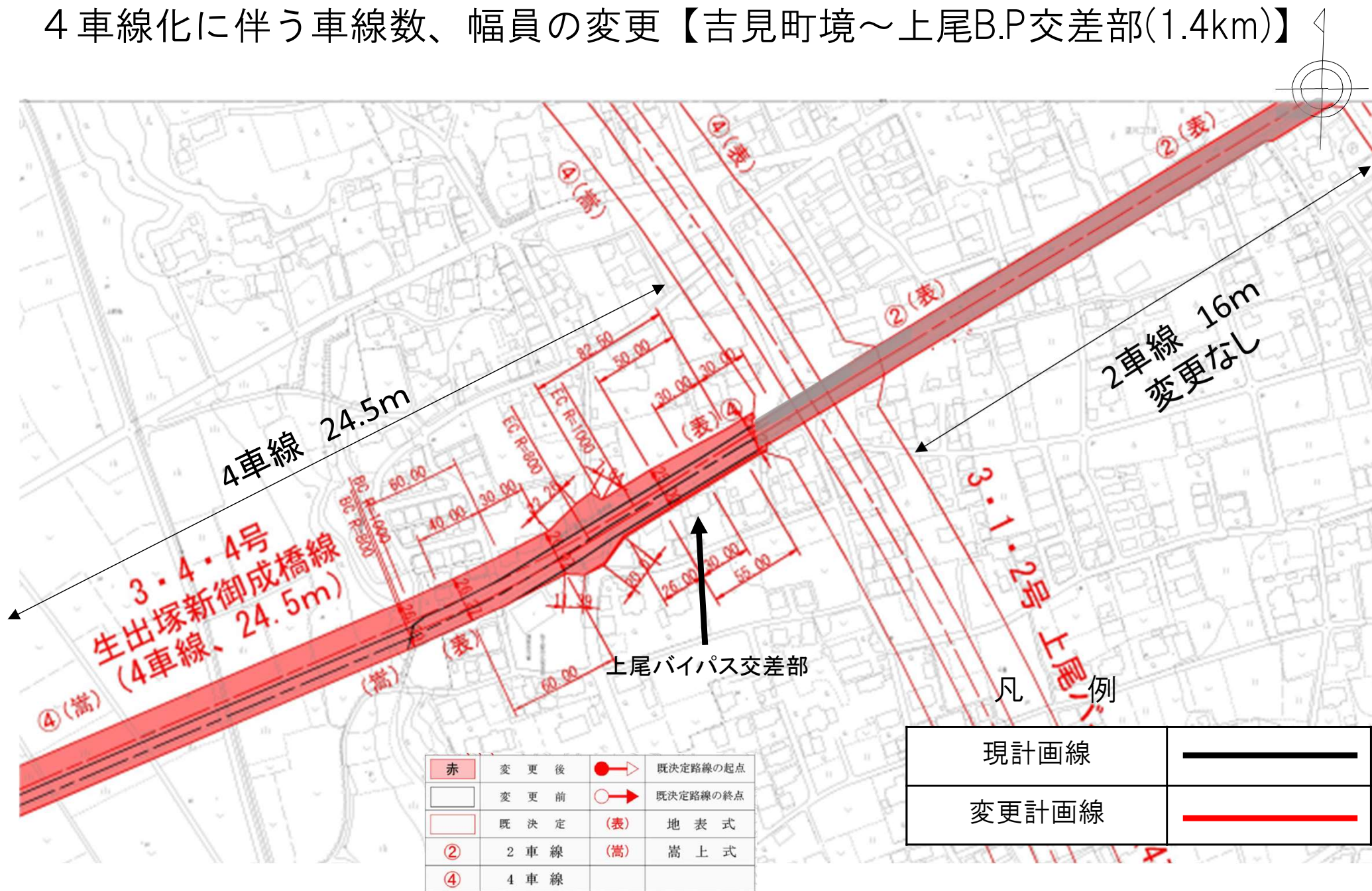
都市計画決定線	現計画線	
	変更計画線	



都市計画変更（原案）の内容

14

4車線化に伴う車線数、幅員の変更【吉見町境～上尾B.P交差部(1.4km)】

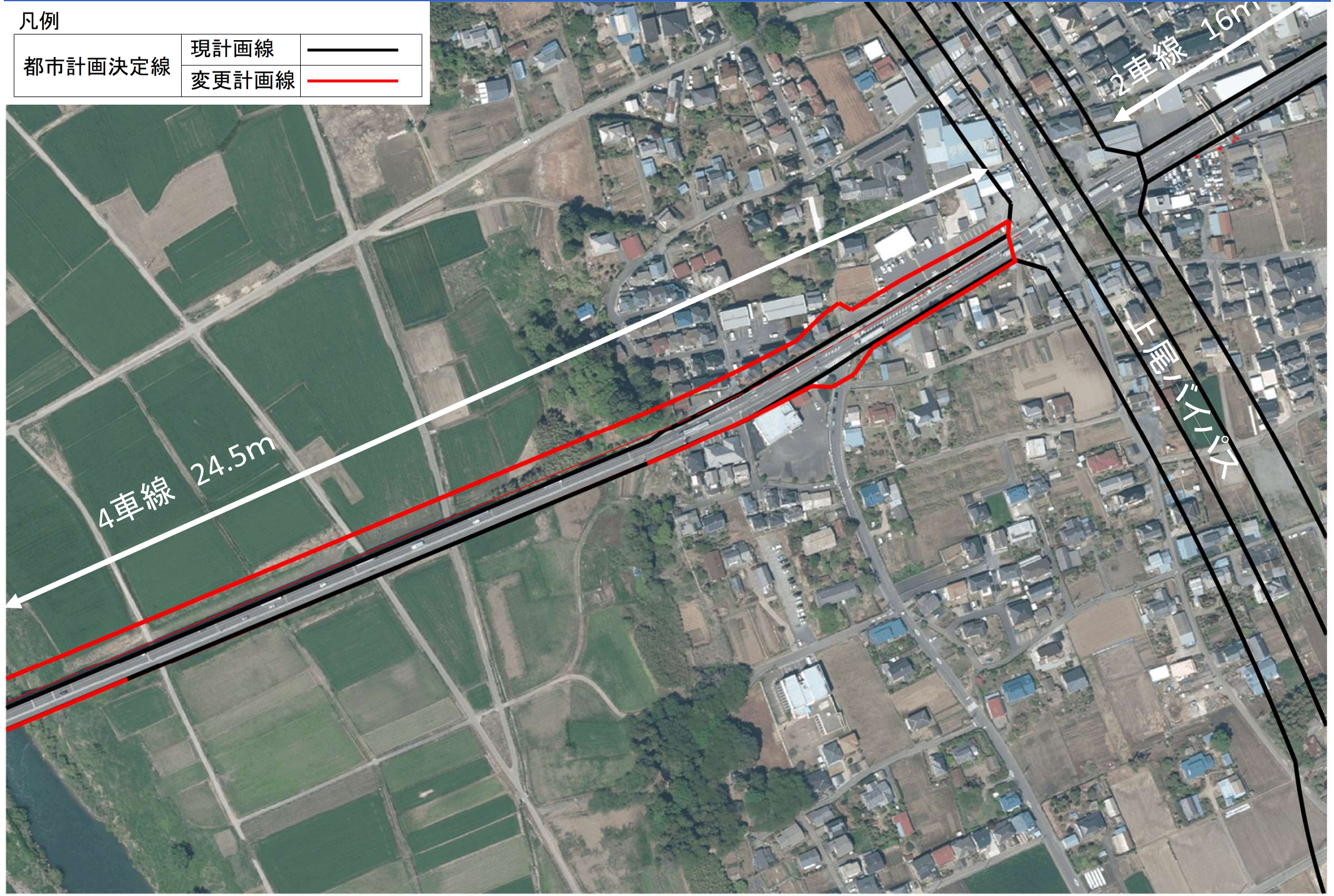


都市計画変更（原案）の内容

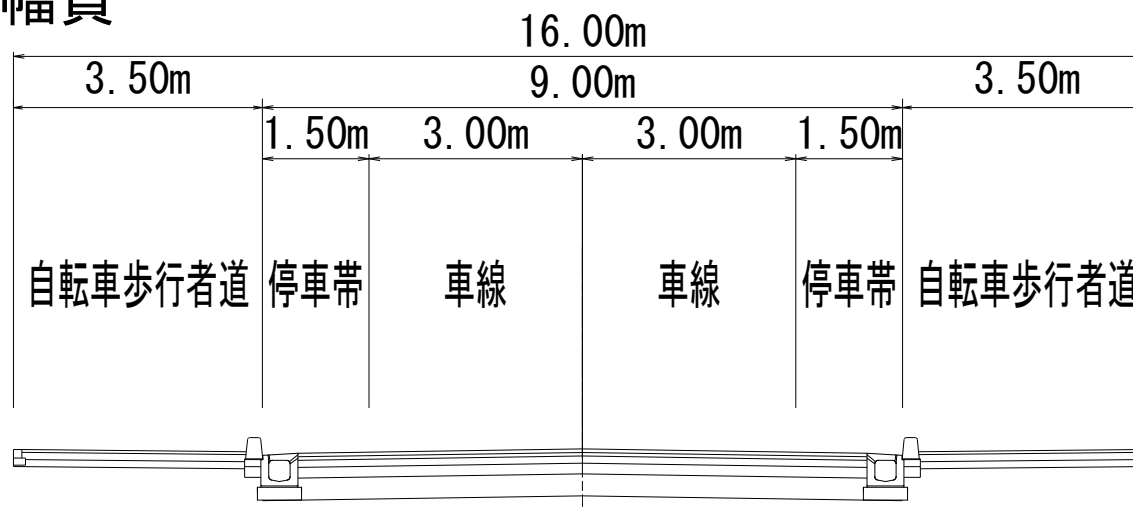
15

凡例

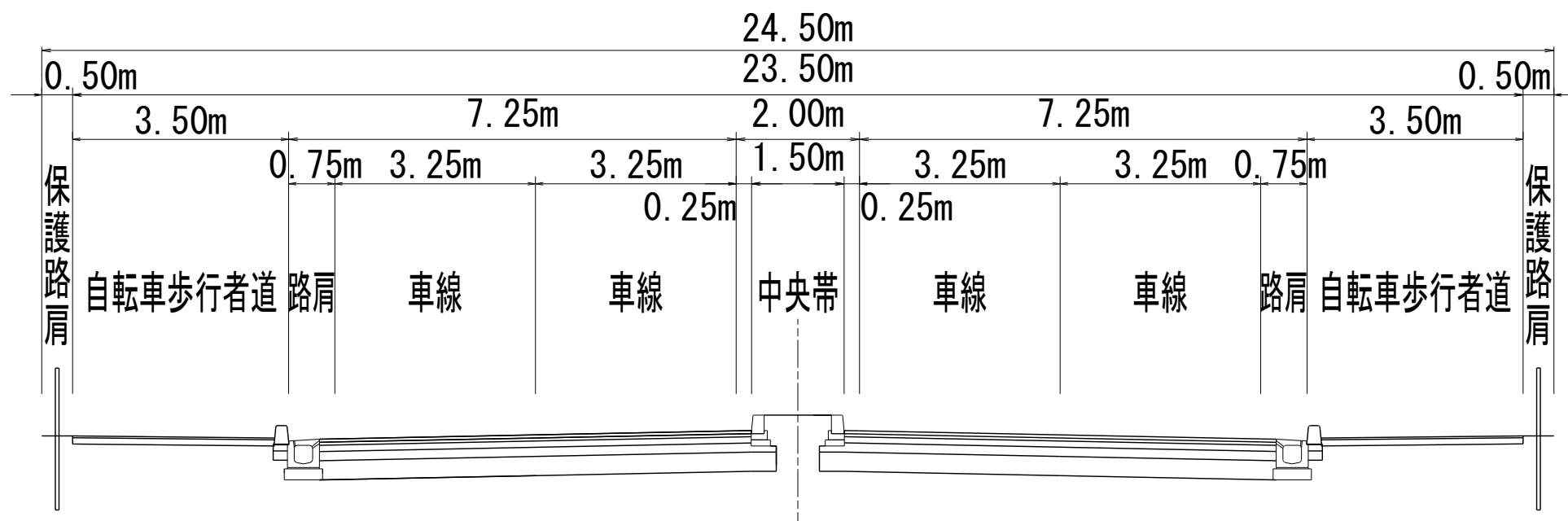
都市計画決定線	現計画線	
	変更計画線	



○現在の標準幅員



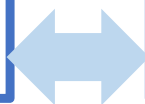
○変更案の標準幅員



※中心を合わせて幅員の比較をしています

4 今後の予定

都市計画変更原案の検討



関係機関との協議

都市計画変更原案の作成

都市計画変更（原案）説明会（本日）

法第16条

都市計画変更案の作成

都市計画変更（案）の公告・縦覧（2週間）
意見書の提出

法第17条第1項

法第17条第2項

市への意見照会

法第18条第1項

都市計画審議会（埼玉県）

法第18条第1項

都市計画決定・告示

法第20条第1項

●都市計画道路の変更に関すること

埼玉県 北本県土整備事務所 道路施設担当

〒364-0007 北本市東間三丁目143番地

電話 048-598-8278

●都市計画道路の変更に伴い、市に関すること

鴻巣市 都市建設部 都市計画課

〒365-8601 鴻巣市中央1-1（本庁舎2階）

電話 048-541-1321

皆様の御理解と御協力をお願いします。